

# 青森県報

第四千三十三号

平成二十七年  
八月十二日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定	保健衛生課	一
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退	同	一
難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定	同	二
特定行為業務の登録	高年齢福祉保険課	三
道路の区域の変更	道路課	三
道路の供用の開始	同	四
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更	会計管理課	四
特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表	県民生活文化課	四
出先機関		
土地改良区の定款変更の認可	三八地域民局	五
右 同	上北地域民局	五

## 告 示

## 示

### 青森県告示第五百八十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
さとの整形外科クリニック	十和田市東十一番町七の一七	平成二七・一・五
櫛引クリニック	五所川原市字鎌谷町五一六の一〇	二七・一・二六
医療法人仁樹会鹿内眼科医院	八戸市大字根城字馬場頭二の一	二七・七・一
ちよつみん薬局田子店	三戸郡田子町大字田子字前田二の一 九	"
東青薬局	青森市本町一丁目四の一五	二七・七・三

### 青森県告示第五百九十号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
かぜはれ薬局	青森市浪館前田二丁目四の一五	平成二七・六・三

青森県告示第五百九十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

平成二十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

区指定医の氏名	氏名	名称	所在地	診療科目	指定年月日
井岡 真基	井岡 真基	リシルバーク	八戸市大字河原一〇の四四四	内科、外科、リハビリテーション科	平成 二〇一六 年 六 月 一 日
井沼 洋	井沼 洋	苑会井沼洋クリニクス	北津軽郡中泊町大字宮野沢一〇〇	内科、小児科	二〇一六 年 六 月 一 日
柿崎 綾女	柿崎 綾女	リシルバーク	八戸市大字河原一〇の四四四	内科	二〇一六 年 六 月 一 日
三上 史雄	三上 史雄	国民健康保険大畑診療所	むつ市大畑町観音堂二五の一	内科	〃
三浦 一朗	三浦 一朗	南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の二	整形外科	二〇一六 年 六 月 一 日
川村 明義	川村 明義	かわむら内科クリニック	三戸郡南部町大字米地字町中二二	循環器科、糖尿病代謝内科	二〇一六 年 六 月 一 日
太田 潔	太田 潔	医療法人雄心会近藤病院	青森市松原三丁目一三の二一	脳神経外科	二〇一六 年 六 月 一 日

三浦 心	医療法人雄心会近藤病院	青森市松原三丁目一三の二一	内科	二〇一六 年 六 月 一 日
畑山 亨	畑山医院	弘前市大字石川一丁目春仕内九七の七	内科	〃
榎引 健	榎引クリニック	五所川原市字鎌谷町五一六の一〇	胃腸科、肛門科	〃
西崎 史恵	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	循環器内科	二〇一六 年 六 月 一 日
柳町 幸	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	内臓内分泌科、糖尿病代謝内科、感染症科	二〇一六 年 六 月 一 日
南 收	南内科循環器科医院	青森市岡造道一丁目一七の八	内科、呼吸器科、心療内科、循環器科	二〇一六 年 六 月 一 日
子中 理恵	消化器内科クリニック	弘前市大字泉野一丁目五の三	消化器内科	〃
鹿内 祐樹	医療法人仁樹会鹿内眼科	八戸市大字根城字馬場頭二の二	眼科	〃
伊藤 太平	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	循環器内科	二〇一六 年 六 月 一 日
村上 宏	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	内臓内分泌科、糖尿病代謝内科、感染症科	〃
山谷 信	つがる西北五所川原市金木町菅原一三の一	五所川原市金木町菅原一三の一	外科	〃
高橋 秀	医療法人白腸生会胃腸病医院	五所川原市字中一平井町一四二の一	外科、内科	二〇一六 年 六 月 一 日

医難病指定
長内 智宏
弘前大学医学部附属病院
弘前市大字本町五三
循環器内科、腎臓内科
二七・七三

青森県告示第五百九十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇一 一〇九	番登録号
平成 二七・四 一	年登月日録
社会福祉 会法人常 光	氏名又は 名称
三沢市六 目川二八 の丁六	住 所
堀口ひば り苑	名 称
三沢市大 字三沢字 堀口一六 四の二九	所 在 地
平成 二七・四 一	業務開始 年月日
特定施設 入居者生 活介護	備 考

図面 番号	種道 路類の	路線名	変 更 の 区 間					
2	県道	名久井岳公園線	三戸郡南部町大字法光寺字沼端一の九から 三戸郡南部町大字法光寺字善知鳥坂一の四まで	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本紅葉坂二の二八から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本紅葉坂二の二八まで	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	鱒ヶ沢蟹田線			前	二六・四一メートルから 三〇・二九メートルまで	三四・八三メートル	
				後	二七・五〇メートルから 三九・五五メートルまで	三四・八三メートル		
				前	八四・八〇メートルから 八四・四〇メートルまで	三〇〇・〇〇メートル		
				後	八四・四〇メートルから 八四・八〇メートルまで	三〇〇・〇〇メートル		
				後	九一・〇〇メートルから 九一・八〇メートルまで	五〇二・五〇メートル		

〇二〇〇一 一一	番登録号
平成 二七・五 一	年登月日録
社会福祉 会法人常 光	氏名又は 名称
三沢市六 目川二八 の丁六	住 所
有料老人 ホーム松 園ひばり	名 称
三沢市松 園二丁の 七目二一	所 在 地
平成 二七・五 一	業務開始 年月日
介護施設 特定入居 者生活介 護	備 考

青森県告示第五百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年九月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年九月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道鰺ヶ沢蟹田線	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本紅葉坂二二の一八から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本紅葉坂二二の一八まで	平成二七・八・二二
県道名久井岳公園線	三戸郡南部町大字法光寺字沼端一の九から 三戸郡南部町大字法光寺字善知鳥坂一の四まで	"

青森県告示第五百九十五号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

十和田市穂並町一の三五の一

有限会社下斗米教材

二 変更内容

1 変更前

十和田市西五番町三の一七

2 変更後

十和田市穂並町一の三五の一

公 告

特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の一部の停止を命じたので、同条第二項の規定により公表する。

平成二十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

株式会社グランデール

二 代表者の氏名

佐藤潤

三 営業所の所在地

青森市幸畑三丁目八の二

四 業務停止の期間

平成二十七年八月七日から平成二十八年二月六日まで

五 停止業務の範囲

青森県の区域内における訪問販売に関する業務のうち次に掲げるもの

1 売買契約又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結について勧誘すること。

2 売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。

3 売買契約又は役務提供契約を締結すること。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を平成二十七年七月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年八月十二日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を平成二十七年七月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年八月十二日

上北地域県民局長 山 田 裕

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭